

令和7年度第6回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和7年10月17日（金）

午後2時から

場 所：301会議室（市役所3階）

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	令和7年度第5回行政評価委員会の会議結果について
議 題 1	事務事業の外部評価について
議 題 2	行政評価委員会としての意見整理
議 題 3	令和7年度行政評価報告書について
議 題 4	その他
閉 会	

報告事項 令和7年度第5回行政評価委員会の会議結果について

令和7年度第5回行政評価委員会の会議結果（概要）

会 議 名	令和7年度第5回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和7年10月10日（金）午後2時から午後3時59分まで
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：坂野委員（委員長）、栗原委員（副委員長）、齊藤委員、横山委員、今井委員、池鯉鮒委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：教育指導課指導・教育センター担当課長、教育指導課指導係長、指導係外国語指導助手通訳（会計年度任用職員）、スポーツ振興課長、スポーツ振興課スポーツ振興係長
報 告 事 項	令和7年度第4回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、 残された問題点、 保留事項等を記 載する。)	報告事項：令和7年度第4回行政評価委員会の会議結果について 令和7年度第4回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から説明した。 議題1：事務事業の外部評価について 「No.15 市民駅伝競走大会実施事業」及び「No.14 外国青年英語教育推進事業」について、外部評価を実施した。 議題2：行政評価委員会としての意見整理 第2回会議で審議した事務事業3件及び第3回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価（修正案）、第4回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価（案）について確認し、以下のとおりとした。 ○No.6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（企画調整ハイリスクアプローチ） … 原案のとおりとした。 ○No.7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（ポピュレーションアプローチ） … 原案のとおりとした。 ○No.8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業 … 委員の意見を踏まえ、修正した。 ○No.2 ビジネスチャットの導入及び文章生成AI活用事業 … 原案のとおりとした。 ○No.11 ベビーシッター利用支援事業 … 原案のとおりとした。 ○No.12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	<p>… 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。</p> <p>○No.10 重度心身障害者おむつ支給事業</p> <p>… 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。</p>
--	--

議題 1 事務事業の外部評価について

行政評価委員会での外部評価の対象となる事務事業は、下記のとおりである。

○ 本日の審議対象（計 3 件）

No.	事務事業等	主管課	審議時間 (予定)	資料(※) ページ
3	職員自己啓発助成金	職員課	午後 2 時 5 分 ～午後 2 時 4 0 分	P 1
9	資源回収奨励金	ごみ対策課	午後 2 時 4 5 分 ～午後 3 時 2 0 分	P 3
1 3	私道整備補助事業	道路下水道課	午後 3 時 2 5 分 ～午後 4 時	P 5

(※) 「令和 7 年度第 6 回外部評価対象事務事業【評価調書・補足資料】」参照

議題 2 行政評価委員会としての意見整理

前回までの会議で審議した事務事業に対する外部評価（案）については、別紙のとおりである。

1 第4回行政評価委員会で審議した事務事業（計2件）

No.	事務事業等	所管課	外部評価 (修正案)
1 2	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子ども子育て支援課	別紙のとおり
1 0	重度心身障害者おむつ支給事業	障害福祉課	同上

2 第5回行政評価委員会で審議した事務事業（計2件）

No.	事務事業等	所管課	外部評価(案)
1 5	市民駅伝競走大会実施事業	スポーツ振興課	別紙のとおり
1 4	外国青年英語教育推進事業	教育指導課	同上

議題3 令和7年度行政評価報告書について

今後、武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき審議した外部評価の結果及び内部評価の結果をまとめて「令和7年度行政評価報告書」を策定する。

(参考資料:「令和6年度行政評価報告書」及び「令和7年度行政評価事務事業一覧」)

1 本市の行政評価について

(1) 行財政運営における行政評価の位置付け

人口減少や少子高齢化が進展し、価値観が多様化する中、業務を正確に遂行するだけでなく市民ニーズを的確に把握し、増大する行政需要に適切に対応していくことが求められている。しかし、市の財政は依然、厳しい状況にあり、民間委託等の民間活力の活用やDX(デジタルトランスフォーメーション)を強力に推進することで今後も行財政改革の推進を図るとともに、限られた人的資源や財源などをより効率的かつ効果的に活用し、行財政運営を行っていく必要がある。また、地方分権が進展し、市の果たす役割が大きくなり、市民の市に対する関心が高まる中、市民の信頼を確保し、市民協働によるまちづくりを進めるためには、市が実施する施策等の内容や成果を公表し、市民への説明責任を果たすとともに、透明性の向上を図っていくことが必要となっている。

こうした中、本市では、施策等の必要性や有効性などを検証・評価し、実効性のある施策等を展開していくために、次に掲げる目的を達成する手段として行政評価を活用するとともに、市民主体の行財政運営を実現するための仕組みとして位置付けている。

(2) 行政評価の目的

本市における行政評価については、以下の三つを目的として実施している。

① 市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換

市民の生活感覚で事務事業を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。

② 透明性の高い行政運営の実現

P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(見直し)サイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。

③ 職員の意識改革

「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図る。

図1 PDCAサイクル



2 令和7年度の行政評価について

(1) 根拠規定

- ア 武蔵村山市行政評価実施要綱（令和4年訓令（乙）第25号。以下「要綱」という。）
- イ 武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年訓令（乙）第147号）

(2) 行政評価の対象

行政評価の対象は、要綱に規定されており、前年度の実施計画に登載された全ての事務事業その他市長が必要と認める事務事業とされている。本年度は、実施計画に登載されている事務事業に加え、目的や効果の検証が必要と思われる事務事業を対象としている。

ア 実施計画に登載されている事務事業

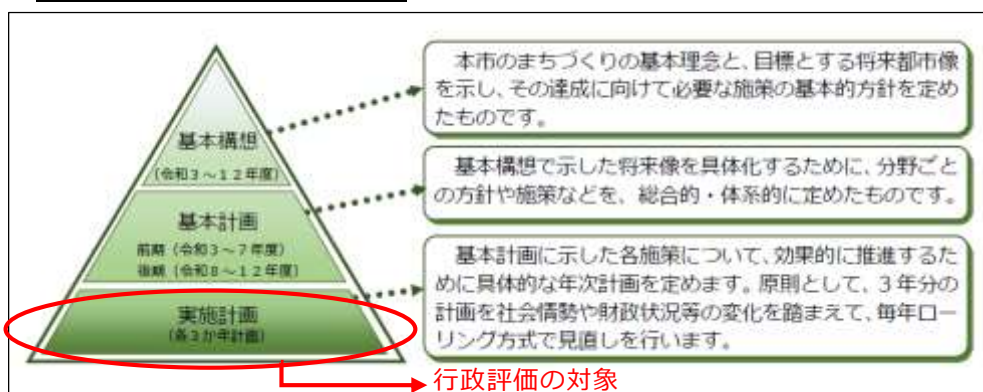
「武蔵村山市第五次長期総合計画 実施計画（令和6年度～令和8年度）」に登載されている全ての事務事業（全196件（対象年度に進捗予定のない事務事業を除いた件数））を対象としている（別添資料「令和7年度行政評価事務事業一覧」ア実施計画に登載された事務事業のとおり。）。

「実施計画」は、本市の総合的なまちづくりの指針である長期総合計画の一環として基本構想及び基本計画を受け、基本計画で体系化した施策を計画的に実施するために策定されるものであり、特に重点的かつ優先的に進めていくべき事務事業が登載されている（図2を参照）。

イ 見直し等を必要とする事務事業

臨時的なものを除き全ての補助金等を対象とした補助金等の見直し状況等に関する調査の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業（1件）と、行政評価会議において外部評価の実施が必要と判断された事務事業（6件）と、所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業（2件）を対象としている（別添資料「令和7年度行政評価事務事業一覧」イ見直し等を必要とする事務事業のとおり。）。

図 2 長期総合計画の構成



(3) 行政評価の方法

行政評価は、要綱において実施に必要な事項を定め、市の事務事業の全般について、その実施後に効果等の分析及び検証を行い、総合的に評価することとしている。

また、評価の方法については、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により行うこととしている。

事務事業の評価は事務事業評価調書により行い、補助金等交付事業の評価は補助金等評価調書により行うこととしている。また、一つの事務事業を複数の課が所管するものや複数の事務事業で構成するものについては、それぞれで評価を行うこととしている。

(4) 内部評価

各所管課において、事務事業評価調書又は補助金等評価調書を作成することにより、内部評価を実施する。本年度は(2)のとおり、全196件の事務事業が対象となっている。

(5) 行政評価会議

行政評価会議は、副市長主宰の下に、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長及び教育部長をもって組織し、外部評価を実施する対象事務事業の選定を行ったときは、その結果を市長に報告するとともに、対象事務事業を所管する部の長及び企画財政部長に通知するものとされている。

本年度は、現状の実績や課題を踏まえて目的や効果の検証が必要と思われるものを基準とし、それに基づき15件の事務事業を選定している。

(6) 外部評価

内部評価を行った事務事業のうち、行政評価会議が選定したものについて、行政評価委員会による外部評価を実施する。事務事業の実施状況や実績などを「妥当性」、「有効性」、「効率性」の三つの視点で評価し、その結果を踏まえながら、今後の方向性を含め、総合的に評価する。

ア 外部評価の目的

外部評価は、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とすることを目的として実施している。

イ 行政評価委員会

行政評価委員会は、市長が委嘱する6人の委員をもって組織され、外部評価に関すること及びその他行政評価の実施に関して必要と認めることについて審議し、その結果を市長に報告するとされている。

(7) 評価結果の活用

行政評価の結果（内部評価のみを行った事務事業を含む。）は、事務事業の見直しや翌年度の予算編成等に活用することとしている。

(8) 行政評価の公表

行政評価の結果（内部評価のみを行った事務事業を含む。）は、市報及び市ホームページで公表するとともに、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館で閲覧に供することとしている。

図3 令和7年度の行政評価の流れ

